

議会報告会

議会は、市民への情報提供や活動報告を行うため、また、市民の意思や地域の課題を把握するため、市民と議員が自由に意見や情報を交換する議会報告会を行います。

【基本的な考え方】

積極的に市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会を目指します。その手法として、市民との意見交換会や議会報告会の実施に努めます。

広報広聴の充実

1 議会は、市民に開かれた議会の推進を図るとともに、市民が広く市政や議会に関心を持つて理解を深めることができるよう、多様な広報手段を活用した積極的な広報活動に努めます。

2 議会は、広く市民の意見や提案を聴取するための必要な措置を講じるよう努めます。

【基本的な考え方】

1 市議会だより、インターネット、ケーブルテレビ、議会報告会の実施など多様な広報手段を活用することにより、市民に開かれた議会の推進し、市民が広く市政や議会へ関心を持つて理解を深めることができるよう、積極的な広報活動に努めます。

また、議案に対する賛否についても、市議

会だより・市議会ホームページにおいて市民に公表します。

2 議会は、議会自身に關することのほか、重要な政策課題について、議会報告会での意見交換やアンケートの実施など広く市民の意見・提案を聴くためのあらゆる方策を講じるよう努めます。

5 委員会

委員会

1 委員会は、資料を積極的に公開するなど、市民に開かれた運営を行うものとし、市民の自由な討議を行い、議案等の審査に当たっては、十分な議論を尽くすものとし、

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管の事務の調査の充実を図るとともに、積極的な政策立案や政策提言を行います。

【基本的な考え方】

委員会は、その専門性を活かして、適切かつ迅速な対応、詳細な議論を尽くすことができるため、委員会の積極的な運営により、その機能を十分に発揮することが大切であると考えます。

そのためには、委員会での議員相互の自由な討議によって、議論を尽くして合意形成を図るよう努めます。さらに、議案等の審査に加えて、市政

の課題に対応するために、所管事務の調査や、委員会からの政策立案や政策提言を積極的に行うものとし、

また、積極的な情報公開を進めるとともに、委員が市民に対して説明会や懇談会を行うなど、市民に分かりやすい、開かれた委員会の運営を行うよう努めていきます。

6 議会運営関係

議会の回数等

1 議会は、定例会の回数を年2回とします。

2 市長は、議長に対し、会議に付すべき事件を示して会議を開くことを請求することができ、議長は、その請求のあった日から、7日以内に会議を開かなければなりません。

3 議長等の臨時議会の招集請求に対して議長が招集しないときは、地方自治法の規定に基づき、議長が臨時議会の招集することができ、

定例市議会の回数を現行の年4回から年2回に変更し、会期の日数を大幅に延長します。それによって時機を逸せず本会議を開催することが可能になり、また、これまで閉会中に行われてきた市長専決処分を最小限にするなど、議会審議の充実を図ることができると考

え、年間を通じて、必要に応じて議会を開催できるように、例えば補正予算や契約議案などで、急を要する案件が出てきたときに、市長からの請求があれば本会議を開くことを義務付けています。

2 会期制の具体的な運用としては、会期を2月から7月までと、9月から12月までの年2回とし、これまでの定例会に相当する3月、6月、9月、12月に、定例的に本会議を開くことを検討しています。

なお、将来的には通年議会の導入も視野に入れ、運用面の課題の整理や先進市の事例を調査するものとし、当面の間は、2会期制を採用することとなり、

議決事件の追加

1 議会は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事件として追加することができ、

2 前項の規定により追加する事項については、別に定め、

【基本的な考え方】

議会の議決が必要な事項については、地方自治法第96条第1項で、条例や予算など15項目が定められていますが、この規定に定めるもの以外についても、市政の重要な案件については議決すべきであると考え、地方自治法の規定に基づき議決事件を追加することとしました。追加する議決事件につ

いては、別の条例で定めることとされています。他市の例によると、市の基本計画の策定、姉妹都市・友好都市の提携、市立幼稚園・小・中学校の統廃合、市民功労者表彰などがあり、今後、行政側との協議を踏まえ、検討を進めていきます。

7 会派、議員関係

会派

1 議員は、充実した議会活動を行うため、政策を中心とした共通の理念をもつ議員で構成した会派を結成することができ、

2 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとし、

【基本的な考え方】

会派とは、政治上の主義や政策、志を同じくする議員が集まり、共に議会活動を行うことを目的とするものです。明石市議会では会派制をとっており、議会の権限の行使や効率的な運営など、本市議会の議会活動を行う上で、会派は組織上の最も重要な要素であると考え、このようにすることを踏まえ、改めて会派の定義を明確にしています。

また、議員から政策立案や政策提言をするうえで、必要に応じて会派間の意見調整をし、合意形成を図るなど、会派が担うべき役割を定めています。

議員研修

1 議会は、議員の政策立案能力など資質の向上を図り、議会全体の機能強化にもつなげていくため、議員研修を実施します。

2 議員は、議会が実施する研修以外にも、様々な研修の場に参画することを通じて、自己研鑽に励むよう努めるものとし、

【基本的な考え方】

議会は、個々の議員の資質向上はもちろんのこと、議会全体の機能強化にもつなげていくために、議員研修を実施します。実施にあたっては、研修の内容を広く公開するよう努めるものとし、議員は、議会が実施する研修や外部で行われる研修に参加するとともに、自ら研修を企画実施するなど、積極的に自己研鑽に励むものとし、また、研修で得た知見を、日々の活動に取り入れ、まちづくり成果として現れるよう努めるものとし、

例えば市の大きな課題に対し、市長部局から一方的に調査資料の提出を受けるだけではなく、場合によっては、議会側も独自に調査研究を行うことが必要になると考え、

そのために、必要に応じて、議会独自に学識経験者等を招いて、調査研究機関を設置することができ、

政務活動費

会派は、政務活動費の適正な執行と使途の透明性の確保に努め、自ら説明責任を果たさなければなりません。

【基本的な考え方】

政務活動費は、議員の調査研究などに役立つため、地方自治法に基づき会派に対して交付されます。その交付目的や使途などについては、別の

条例で定める予定にしています。

ここでは、会派の責務として、政務活動費の適正な執行、透明性の確保と、市民に対する説明責任について定めています。なお、本市議会では、政務活動費の支出について、収支報告書の公開や1円以上の領収書の添付義務付けなど厳格な運用に努めています。

8 議会の体制整備・機能強化

調査研究機関の設置

議会は、市政の課題に関する調査研究のために必要があるとき、学識経験者等による調査研究機関を設置することができ、

【基本的な考え方】

地方自治法には、議案等の専門的な調査のために、必要に応じて学識経験者などの専門家を活用することができると定められています。例えば市の大きな課題に対し、市長部局から一方的に調査資料の提出を受けるだけではなく、場合によっては、議会側も独自に調査研究を行うことが必要になると考え、

そのために、必要に応じて、議会独自に学識経験者等を招いて、調査研究機関を設置することができ、

また、調査研究機関は、議会が政策提案をする際にも、専門的な事項の調

査研究に活用することが考えられます。

議会事務局

議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能と法務機能の充実を図るものとし、

【基本的な考え方】

市議会事務局は、議長の指揮の下で議会全般に関する事務を行うために設置されています。

議会の政策立案機能の強化や、円滑で効率的な議会運営を行うためには、議会事務局の体制を充実することが必要であると考え、そのために、議会事務局の調査機能、法務機能を充実することについて明文化しています。

議会図書室

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実を図るものとし、

【基本的な考え方】

議会は、行政や議会に関する資料、書籍などを置く議会図書室を設置しています。議案等の審査や議員の調査研究に資するために、議会図書室の充実を図るものとし、

たくさんの意見を
お待ちしております。

※意見募集は、掲載について4面です。

